

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月8日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社昭文社
【英訳名】	Shobunsha Publications, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 茂夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目1番地
【電話番号】	03 (3556) 8111
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 大野 真哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目1番地
【電話番号】	03 (3556) 8171
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 大野 真哉
【縦覧に供する場所】	株式会社昭文社 大阪支社 （大阪市淀川区西中島六丁目11番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社では、従来税効果会計においては繰延税金資産については全額否認、繰延税金負債のみ計上してまいりました。その様な中、平成27年3月期期末決算において土地等の減損処理に伴う税効果会計において、減損に伴い発生する将来減算一時差異についても全額否認となるため、繰延税金資産は計上しませんでした。当時減損対象となった土地の中に、以前合併に伴い繰延税金負債を計上していた土地が含まれており、正しくはその繰延税金負債を取り崩すべきところ、取り崩さないまま計上しておりました。

上記理由に伴う誤謬を訂正すべく、平成27年3月期期末決算において減損処理を行った当該土地に対して計上されていた繰延税金負債を取崩すことといたしました。

これに伴い当社は、過去に提出いたしました有価証券報告書並びに四半期報告書について訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成27年8月13日に提出いたしました第57期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 業績の状況

(2) 財政状態の分析

第4 経理の状況

2. 監査証明について

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

注記事項

(1 株当たり情報)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第1四半期 連結累計期間	第57期 第1四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (千円)	3,191,863	3,318,351	12,395,933
経常利益又は経常損失(△) (千円)	89,398	△159,558	△887,519
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	66,917	<u>△179,129</u>	<u>△6,582,221</u>
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	165,571	<u>△131,184</u>	<u>△6,294,662</u>
純資産額 (千円)	28,898,894	<u>21,980,934</u>	<u>22,438,426</u>
総資産額 (千円)	34,045,024	27,873,079	28,328,450
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	4.02	<u>△10.77</u>	<u>△395.85</u>
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.9	<u>78.8</u>	<u>79.2</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	903,934	△127,159	1,210,565
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△99,548	△390,648	△504,096
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△313,993	△315,808	629,152
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	10,937,058	10,948,671	11,782,287

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第56期第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第56期及び第57期第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間から、「四半期純利益又は四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日～平成27年6月30日）における我国の経済は、政府主導の景気対策等により企業業績が堅調に推移するとともに、個人消費も持ち直しの兆しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の中、当社グループにおける第1四半期連結累計期間の業績は、電子売上においては、PND（簡易型カーナビゲーション）関連の主要取引先における新製品発売の遅れや市場の飽和化の影響もあり、売上高は9億円となり、前第1四半期連結累計期間に対して2億69百万円減少いたしました。また、市販出版物では、改訂版商品の返品が前連結会計年度末に前倒計上されたことによる影響で、当第1四半期における返品が大幅に減少したことに加え、国内ガイドシリーズ『たびまる』の改訂出版に伴う売上が増加したことにより市販出版物の売上高は20億86百万円となり、前第1四半期連結累計期間に対して3億59百万円増加いたしました。特別注作品、広告収入等におきましては前年同期に対して若干上回る売上を獲得しております。これにより売上高合計は前第1四半期連結累計期間に対して1億26百万円（4.0%）増加し、33億18百万円となりました。

しかし損益面におきましては、前連結会計年度におけるデータベースの減損処理に伴いその償却負担が減少した一方で、退職給付会計における費用負担増や返品調整引当金繰入額の増加、また利益率の高い電子売上の売上減少の影響もあり売上原価が増加したことに加え、新規事業であるインバウンド事業での先行投資の増加や貸倒引当金の計上等による販売費及び一般管理費の増加により、営業損失1億73百万円を計上することとなりました（前年同期は、営業利益72百万円）。これに伴い、経常損失は1億59百万円となりました（前年同期は、経常利益89百万円）。この結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億79百万円となりました（前年同期は、親会社株主に帰属する四半期純利益66百万円）。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、278億73百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億55百万円（1.6%）減少いたしました。この主な要因は、受取手形及び売掛金が1億32百万円、ソフトウェアが76百万円、投資有価証券が2億57百万円増加した一方で、現金及び預金が8億33百万円、商品及び製品が80百万円、仕掛品が52百万円減少したこととあります。負債合計は、58億92百万円となり、前連結会計年度末に比べ2百万円

（0.0%）増加いたしました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が3億65百万円、賞与引当金が1億84百万円減少した一方で、返品調整引当金が2億9百万円、流動負債その他が3億62百万円増加したこととあります。純資産においては、利益剰余金において親会社株主に帰属する四半期純損失の計上に加え、剰余金の配当を実施したことにより、5億11百万円減少いたしました。これにより純資産合計は4億57百万円（2.0%）減少し、219億80百万円となりました。

この結果、自己資本比率は78.8%と0.4ポイント悪化しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物の残高（以下「資金」という。）は、109億48百万円となり、前連結会計年度末と比較して8億33百万円の減少となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は1億27百万円となり、前年同期が9億3百万円の資金の獲得であったことに比べ、10億31百万円の減少となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失が1億58百万円となり、2億47百万円減少したことに加え、たな卸資産が1億33百万円の減少となり、2億16百万円減少したこと、返品調整引当金の増加額が2億7百万円増加した一方で、売上債権が1億32百万円の増加となり、8億33百万円増加したこと、仕入債務の減少額が2億46百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3億90百万円となり、前年同期に比べ2億91百万円（292.4%）増加しました。

これは主に、投資有価証券の取得による支出が1億97百万円、無形固定資産の取得による支出が85百万円それぞれ増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は3億15百万円となり、前年同期に比べ1百万円（0.6%）増加しました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が6百万円減少した一方で、配当金の支払額が8百万円増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、28百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	57,000,000
計	57,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数 (株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,307,750	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	17,307,750	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	株式会社昭文社 第1回新株予約権	株式会社昭文社 第2回新株予約権	株式会社昭文社 第3回新株予約権
決議年月日	平成27年5月29日	平成27年5月29日	平成27年5月29日
新株予約権の数 (個)	6,000	1,300	1,000
新株予約権のうち 自己新株予約権の数 (個)	—	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数 (株) (注) 1	600,000	130,000	100,000
新株予約権の行使時の 払込金額 (円) (注) 2	847	1,058	1,694
新株予約権の行使期間 (注) 3	自平成27年6月15日 至平成31年12月27日	自平成27年6月15日 至平成31年12月27日	自平成27年6月15日 至平成31年12月27日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の 株式の発行価格及び 資本組入額 (円)	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部 行使はできない。	各本新株予約権の一部 行使はできない。	各本新株予約権の一部 行使はできない。
新株予約権の譲渡に 関する事項	本新株予約権の譲渡に は当社取締役会の承認 を要するものとする。	本新株予約権の譲渡に は当社取締役会の承認 を要するものとする。	本新株予約権の譲渡に は当社取締役会の承認 を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する 事項	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。

(注) 1. (1)本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、100株とする。ただし、本欄(2)乃至(4)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2)当社が(注)2.(3)の規定に従って、行使価額(注)2.(2)に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2.(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2.(3)②及び⑤による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権について、それぞれ847円、1,058円及び1,694円とする。ただし、行使価額は本欄(3)①の定めるところに従い調整されるものとする。
- (3)行使価額の調整
- ①当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄(3)②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 本欄(3)④ロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ 本欄(3)④ロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行

されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ニ 本欄(3)②イ乃至ハの各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については別記「株式の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

「株式の交付方法」

- ・ 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

- ③行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ロ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ハ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- ⑤本欄(3)②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- イ 株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ハ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

- ニ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥本欄(3)①乃至⑤により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。

「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」

- ・ 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヶ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。

- ・当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成27年6月26日 (注)	—	17,307,750	—	9,903,870	△2,000,000	8,708,236

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 679,700	—	単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,584,300	165,843	同上
単元未満株式	普通株式 43,750	—	—
発行済株式総数	17,307,750	—	—
総株主の議決権	—	165,843	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の中には、証券保管振替機構名義の株式が500株（議決権の数5個）含まれております。

②【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社昭文社	東京都千代田区 麴町3-1	679,700	—	679,700	3.92
計	—	679,700	—	679,700	3.92

（注） 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数（単元未満株式を除く）は、679,800株であります。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,357,006	10,523,333
受取手形及び売掛金	3,081,905	3,214,497
有価証券	1,025,280	1,025,337
商品及び製品	1,576,603	1,496,194
仕掛品	350,861	297,981
原材料及び貯蔵品	6,411	6,045
その他	82,994	114,813
貸倒引当金	△538	△583
流動資産合計	17,480,525	16,677,620
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,545,199	2,513,115
土地	4,213,950	4,213,950
その他（純額）	130,424	129,081
有形固定資産合計	6,889,574	6,856,146
無形固定資産		
データベース	—	44,200
ソフトウェア	316,332	393,209
その他	9,412	9,352
無形固定資産合計	325,745	446,762
投資その他の資産		
投資有価証券	2,043,170	2,300,348
退職給付に係る資産	1,356,154	1,367,886
その他	614,488	658,817
貸倒引当金	△381,208	△434,502
投資その他の資産合計	3,632,605	3,892,549
固定資産合計	10,847,925	11,195,458
資産合計	28,328,450	27,873,079

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,305,829	940,786
短期借入金	770,000	770,000
1年内返済予定の長期借入金	50,017	41,686
未払法人税等	67,244	35,549
賞与引当金	362,405	177,887
返品調整引当金	607,277	816,851
その他	719,950	1,082,764
流動負債合計	<u>3,882,723</u>	<u>3,865,525</u>
固定負債		
社債	1,000,000	1,000,000
長期借入金	20,838	14,589
繰延税金負債	<u>674,868</u>	<u>689,824</u>
役員退職慰労引当金	224,500	230,100
退職給付に係る負債	85,002	90,014
その他	2,092	2,092
固定負債合計	<u>2,007,301</u>	<u>2,026,619</u>
負債合計	<u>5,890,024</u>	<u>5,892,145</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,903,870	9,903,870
資本剰余金	10,708,236	10,708,236
利益剰余金	<u>1,460,703</u>	<u>949,013</u>
自己株式	<u>△525,281</u>	<u>△525,371</u>
株主資本合計	<u>21,547,527</u>	<u>21,035,747</u>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	936,631	980,356
退職給付に係る調整累計額	<u>△45,732</u>	<u>△41,513</u>
その他の包括利益累計額合計	<u>890,898</u>	<u>938,843</u>
新株予約権	—	6,343
純資産合計	<u>22,438,426</u>	<u>21,980,934</u>
負債純資産合計	<u>28,328,450</u>	<u>27,873,079</u>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	3,191,863	3,318,351
売上原価	2,137,604	2,184,964
売上総利益	1,054,258	1,133,386
返品調整引当金繰入差額	2,504	209,574
差引売上総利益	1,051,754	923,812
販売費及び一般管理費	979,752	1,097,233
営業利益又は営業損失(△)	72,002	△173,420
営業外収益		
受取利息	458	401
受取配当金	8,293	10,893
受取賃貸料	7,177	7,621
その他	6,811	6,156
営業外収益合計	22,742	25,073
営業外費用		
支払利息	3,116	3,028
株式交付費	—	5,925
賃貸収入原価	2,064	2,132
その他	163	124
営業外費用合計	5,345	11,211
経常利益又は経常損失(△)	89,398	△159,558
特別利益		
固定資産売却益	14	1,418
特別利益合計	14	1,418
特別損失		
固定資産除却損	292	64
特別損失合計	292	64
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	89,121	△158,204
法人税、住民税及び事業税	23,327	19,064
法人税等調整額	△1,122	1,860
法人税等合計	22,204	20,924
四半期純利益又は四半期純損失(△)	66,917	△179,129
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	66,917	△179,129

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	66,917	<u>△179,129</u>
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	161,776	43,725
退職給付に係る調整額	<u>△63,122</u>	<u>4,218</u>
その他の包括利益合計	<u>98,653</u>	<u>47,944</u>
四半期包括利益	<u>165,571</u>	<u>△131,184</u>
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	165,571	<u>△131,184</u>
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	89,121	△158,204
減価償却費及びその他の償却費	300,562	75,029
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,502	53,339
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,598	5,011
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△109,893	△7,513
賞与引当金の増減額(△は減少)	△220,402	△184,517
返品調整引当金の増減額(△は減少)	2,504	209,574
受取利息及び受取配当金	△8,752	△11,294
受取賃貸料	△7,177	△7,621
支払利息	3,116	3,028
売上債権の増減額(△は増加)	701,004	△132,591
たな卸資産の増減額(△は増加)	△82,624	133,654
仕入債務の増減額(△は減少)	△119,002	△365,042
その他	374,641	290,234
小計	929,197	△96,915
利息及び配当金の受取額	8,643	11,407
賃貸料の受取額	7,177	7,621
利息の支払額	△3,133	△3,049
法人税等の支払額	△37,951	△46,223
営業活動によるキャッシュ・フロー	903,934	△127,159
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,678	△23,371
有形固定資産の売却による収入	44	—
無形固定資産の取得による支出	△82,000	△167,355
投資有価証券の取得による支出	△2,447	△200,355
貸付金の回収による収入	534	435
投資活動によるキャッシュ・フロー	△99,548	△390,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△20,829	△14,580
自己株式の取得による支出	—	△89
配当金の支払額	△293,164	△301,555
その他	—	417
財務活動によるキャッシュ・フロー	△313,993	△315,808
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	490,392	△833,616
現金及び現金同等物の期首残高	10,446,666	11,782,287
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 10,937,058	※ 10,948,671

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	9,912,069千円	10,523,333千円
有価証券(に含まれるMMF)	1,024,989	1,025,337
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△600,000
現金及び現金同等物	10,937,058	10,948,671

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	332,566	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	332,560	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	4円2銭	<u>△10円77銭</u>
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△)(千円)	66,917	<u>△179,129</u>
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期 純損失金額(△)(千円)	66,917	<u>△179,129</u>
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,628	16,627
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。なお、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年9月5日

株式会社 昭 文 社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 裕 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 達 弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社昭文社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社昭文社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成27年8月7日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。